

寒さて引き立つ美味!「山めん寒ざらしそば試食会」

山形麺類食堂協同組合は4月14日(火)、山形市の鈴木製粉所製粉工場・石臼館において17回目となる山めん寒ざらしそば試食会を開催し、参加者約80名が舌鼓を打った。

寒ざらしそばは、大寒から立春までの約2週間、同市宝沢の蔵王に源を発する清流に浸されたそばの実を西蔵王の寒風にさらす。

山川純司理事長は、「ことしも甘みがあり、すっきりした味のそばができた」と説明した。山めん寒ざらしそばは、4月15日から市内約40店舗で約2万食分の販売を始めた。



山川純司理事長



試食会の様子



組合運営 Q&A

質問内容 Q

事務委託費等の取り扱い

組合員の事務所に組合事務所を設けて組合の事務所費等の一部を、当該組合員に支払っている。組合は事務所費として一括処理しているがどうか、また、事務も委託しているので事務委託費としてもよいか、支払を受けた組合員はどのように処理すべきですか。

回答内容 A

小規模な組合で、事務所を組合員の事務所の一隅を借りて机を置き、電話等を使用し、借室料、電話料、水道光熱費の使用料をまとめて事務所として支払ったり、或は、事務も委託して事務委託料を支払っているものもある。受取った組合員は法人であれば雑益として計上されればよいであろう。個人の場合は、不動産所得と立替金の入金と区別できない少額の場合は事業関連費の雑収入として処理してもよいのではなかろうか。

金額が大きくなく、組合員の従業員を組合へ出向させ、その給与相当額を組合から組合員へ支払う場合は、この組合負担金の実質に着目して、組合に出向している従業員の給与として取扱われる。たとえこの負担金が経営指導料等の名義でも同じである。この取扱いで注意を要するのは、組合員の企業の総務部長(使用人)を組合に出向させ、組合の理事とした場合は賞与相当額の負担金は役員賞与として取扱われるということである。